2024年11月21日

佐賀県知事　山口　祥義　様

玄海原発の廃炉問題を考える会

玄海原発乾式貯蔵施設建設の事前了解の撤回を求める要望質問書

九州電力は「使用済み核燃料を六ヶ所村の再処理工場へ搬出することを基本方針」としていますが、六ヶ所村の再処理工場が完成、稼働しなければ、玄海原発から使用済み核燃料を搬出できないので、建設される玄海の乾式貯蔵施設は半永久的な処分場（地上の最終処分場）になります。

また搬出できなくなって使用済み核燃料プールが満杯になれば核燃料の交換ができなくなり、原発は運転できなくなります。

九州電力はこの事態を避けるために乾式貯蔵施設を玄海原発の敷地内に建設（2025年～27年度で計画）しようとしています。

この計画では、放射能のゴミ、死の灰が玄海原発に溜まり続けることになり、将来にわたって県民の安全は保障されません。

1　最終処分場の受け入れについて

玄海町は「高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査」を受け入れていますが、山口知事は最終処分場について「佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはない」と表明されています（2023年6月県議会、5月23日定例記者会見）。

① 最終処分場を受け入れない理由は何ですか。
「新たな負担」とはどういう質の負担ですか。

② 県は最終処分場は安全な施設ではないとの考えですか。
もし、安全な施設との考えでしたら、その理由も示してください。

③ 原発と最終処分場は膨大な放射能を抱えることでは同じですが、受け入れの異なる理由は何でしょうか。

2　乾式キャスクの異常発生時の取り扱いについて

乾式貯蔵施設で保管中のキャスクに異常が発生した場合は、放射線を遮断する必要があるのでキャスクを使用済み核燃料プールに移送して修復を行うと考えられています。キャスクは密集して置かれていますので運び出しには困難が予想されます。
次の質問に県の見解をお願いします。

① 異常が発生したキャスクをどのようにして運び出すと考えられていますか。
その具体的な手順や方法を示してください。

② 一番取り出しにくいキャスクの取り出しにかかる時間は何日ですか。

③ 異常があるキャスクを搬出するときに、その取り出しのために他のキャスクを一時的に乾式貯蔵施設外に移動する必要が生じますか。
もし移動する必要があれば、放射線防護はどのように行われますか。

3　六ヶ所再処理工場の完成延期について

完成が2年半延期されて、26年度内と8月23日に正式発表されています。

① 前回の延長期間、24年度上期までの2年間に完成へ向けて工事がどのように進んだと考えられていますか。

② 県は、どういう理由で2年半延期されたとお考えですか。

③ 再処理工場がこれまでと違って、26年度内に完成するとお考えですか。その理由も示してください。

4　玄海原発乾式貯蔵施設建設の事前了解の撤回について

①　10月30日の佐賀新聞によると10月29日の県内17市町と九電の「連絡会」で、九電は1、2号機の使用済み核燃料について六ヶ所村の再処理工場へ搬出できない場合は「乾式貯蔵施設への搬出は可能」と答えていますが、県は、これは六ヶ所再処理工場が完成しなければ玄海原発に建設される乾式貯蔵施設にずっと置かれるということを意味すると考えていますか。
そうでなければどのような意味と考えていますか。
また、これはこれまでの九電の乾式貯蔵施設についての説明、「使用済み燃料の貯蔵余裕の確保及び貯蔵方法の多様化による貯蔵の強化を図るため」と異なりませんか。
290億円の工事費で建設される乾式貯蔵施設の「使用済み燃料の貯蔵余裕の確保及び貯蔵方法の多様化による貯蔵の強化」が必要な理由は何でしょうか。
県は再処理工場が完成しなければ、使用済み核燃料はどうなるとお考えですか。

②　玄海原発乾式貯蔵施設建設は玄海原発の使用済み核燃料が六ヶ所再処理工場へ搬出されることを前提に原子力規制委員会から許可されています（2021年4月28日許可、この時の再処理工場の完成予定は乾式貯蔵施設着工前の2023年）。
県の事前了解時（2022年3月24日）の再処理工場の完成予定は、同じく乾式貯蔵施設着工前の2024年9月でした。
8月29日再処理工場の完成について日本原燃は2024年度上期を断念し2年延長して2026年度内にすると表明したことで、乾式貯蔵施設着工前に六ヶ所再処理工場が完成しないことが明らかになりました。

（六ヶ所再処理工場は1994年に着工、30年たっても完成していません。また、ガラス固化体の製造が技術的に困難なこと、放射能に既にひどく汚染されていて耐震強化等の工事は不可能なこと、核拡散の問題から政府が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方」でプルトニウム保有量を減少させることを国際的に約束していること等で再処理工場稼働の目途はありません。）

従って、乾式貯蔵施設の許可（事前了解）は無効になったのではありませんか。
もし無効になっていないのであれば、その理由を示してください。

知事には事前了解された責任があると考えますので、県は九州電力に再処理工場が完成稼働する前に、乾式貯蔵施設建設に着工しないように申し入れてください。
そして、事前了解を撤回してください。

要望と質問に回答してください。3週間以内にお願いします。

連絡先　杉野ちせ子　840-0844　佐賀市伊勢町9－20　090-5740-1441
e-mail　hamonika@po.bunbun.ne.jp